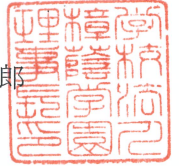


大阪樟蔭女子大学学芸学部健康栄養学科の廃止について（届出）

樟法第19-35号
令和元年12月26日

文部科学大臣 殿

学校法人 樟蔭学園
理事長 森 眞太郎



このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第4条第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・大阪樟蔭女子大学学芸学部健康栄養学科の廃止について（届出）

なお、学則については、全文をホームページ上で公開しており、添付を省略します。

以上